

平成28年 3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

○2番（青山雅紀君） 皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。

通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。どうか、よろしくお願い申し上げます。

初めに、若者の雇用についてであります。

本年1月11日に、千葉市成人の日を祝う会が開催されました。新成人の参加率を把握されている政令市16市での平均参加率が66.8%である中、本市の参加率は73.1%で、7位でありました。県内におきましては、毎年、東京ディズニーリゾートで開催される浦安市の参加率が78.5%で1位、2位は地区別に12カ所で開催した市原市で76.5%の参加率。本市は第3位でしたが、鴨川シーワールドや成田空港ターミナルなど観光施設や人気スポットで行われた鴨川市、成田市の参加率を上回っているとのことであります。

私は、初めて千葉市成人の日を祝う会に出席させていただきましたが、今回、新成人になられた方々は、既に実社会にて働いている方、また、学業を継続中の方と、さまざまおられることと存じますが、大人社会の一員となられた新成人の活躍に大いに期待を感じたところであります。

ところで、最近の新聞報道等においては、ブラック企業やブラックバイトの問題が頻繁に取り上げられており、大きな社会問題となっております。ブラック企業から若者を守り、雇用を支援することは、国や地方公共団体にとって大きな取り組み課題の一つであると思えます。

若者を使い捨てるように扱うブラック企業から若者を守り、自分に合った適切な職業選択や職業能力の開発向上の支援を総合的に受けられるよう、平成27年、昨年10月1日に勤労青少年福祉法の一部とさらに職業安定法、職業能力開発促進法の一部が改正となり、新たな法律として青少年の雇用の促進等に関する法律、いわゆる若者雇用促進法が制定されました。

この法律の施行により求職者は、自分に合った適切な職業の選択や職業能力の開発向上における全面的な支援を総合的に受けられるようになり、優秀な人材を求める企業と安心して働ける職場を探す若者の間のマッチング効果の向上が図られていくことに期待が寄せられており、まさに若者の雇用に光が当てられた法律と言えます。

若者の雇用については、現在策定中のまち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略においても、特に若年層の市内定着が本市の活力維持に向けて重要としており、若い世代がやりがいのある仕事につき、安心して働ける安定した雇用を伸ばし守ることは、本市の未来にとっても大きな鍵となる施策であります。また、若者が適切に職場を選べば、3年で3割と言われている早期離職者の減少にもつながることも考えられ、大いに期待したいところであります。

厚生労働省発表の2015年の平均有効求人倍率は、全国値で前年比0.11ポイント増の1.20倍で、1991年以来24年ぶりの高水準となり、有効求人倍率につきましては、本年1月の単

月では1.28倍となっており、前月より0.01ポイント上昇しております。また、総務省が1月29日に発表しました労働力調査の速報値によりますと、完全失業者数は、全国値で2015年平均が222万人となり、前年に比べ14万人の減少で、6年連続の減少となりました。また、完全失業率、労働力人口に占める完全失業者の割合は、2015年、平均で3.4%となり、前年に比べ0.2ポイント、5年連続で低下をしており、雇用情勢は確かに改善されてきております。しかしながら、15歳から34歳までの若年層の完全失業率は4.9%であり、全体平均3.4%を上回っているなど、若年層の雇用状況は依然厳しい状況にあります。

このような中、本市の若年求職者が主に利用していると考えられる就職相談窓口としましては、国の所管では、美浜区に設置されている地域若者サポートステーション、通称サポステがあり、また、県の所管では、船橋市に設置されているジョブカフェちば、あと、中央区のジョブサポートセンター等があります。このジョブカフェちばは、国が平成15年に若者を対象とした雇用対策として策定しました若者自立・挑戦プランに基づき就職支援のワンストップサービスセンターとして設置され、現在では、全国に100カ所以上設置されており、15歳から39歳までの若年者を対象とした就職促進サービスを無料で行っております。また、本市に所在する地域若者サポートステーションやジョブサポートセンターも同様の支援をしており、利用者数は増加傾向にあり、地域における若者の雇用支援策として、一定の効果を上げているものと考えております。

しかしながら、若年者が直面している厳しい雇用状況を踏まえると、若年者の雇用の場の拡大とともに就職意識の醸成や職業能力の向上に向け、就業への支援に一層力を入れていく必要があると考えます。

そこでお伺いします。

一つは、若者雇用促進法の概要と地方自治体の役割について。

二つは、若年層の雇用状況に関する本市の認識と課題について。

三つは、本市が取り組む若年者雇用の対策についてお聞かせください。

次に、水資源・雨水の活用及び保全についてお伺いします。

水は、海や地表から蒸発し雲を形成、そして雨や雪となって再び海や地表に降り注ぐというように絶えず地球上を循環し、大気や土壌などと相互に作用しながら人を含む多様な生態系に大きな影響を与えています。また、水は循環する過程で人の生活に潤いを与えるとともに、産業や文化の発展にも重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年、都市部への人口集中、産業構造の変化、また、地球温暖化による気象変動等が要因となり水循環に変化が生じ、それに伴い洪水、渇水、生態系への影響など、さまざまな問題が引き起こされており、水資源を適正に循環させることが喫緊の課題となってきました。

こうした中、国では、雨水の利用を推進し、水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とした雨水の利用の推進に関する法律、いわゆる雨水利用推進法が平成26年5月に施行されました。さらに、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、平成26年7月には、水循環基本法が施行されました。雨水利用推進法では、雨水の利用の推進に関し、国、地方公共団体の役割が明

記されており、また、水循環基本法には、水を国民共有の貴重な財産とし、適正な利用を促すことがうたわれております。

まず、雨水の利用についてですが、東京都墨田区では、両国国技館で約1,000トン、東京スカイツリーでは約2,600トンの雨水を地下にあるタンクにため、館内トイレの洗浄水などに有効利用しております。

本市におきましても、都市における水不足の問題を初め、災害時の水確保の重要性が認識される中、自然資源である雨水の有効利用として、各家庭に設置する雨水貯水槽や雨水浸透弁などへの補助金を交付する制度を早くから導入し、雨水の利用や浸水対策に取り組んできたとお聞きしました。また、学校やスポーツ施設、市有建築物にも雨水貯留施設の設置を積極的に推進しているとも聞いております。

こうした取り組みにより、ためた雨水は災害時における非常用水として使用することが可能となるばかりか、下水道と河川等への雨水の集中的な流出の抑制にも寄与するものであり、今後、より一層、雨水を流すからためるへの利用の転換を図る取り組みを進めていくことが重要であると考えます。また、水循環については、水というとうとい資源を一元的に管理、保全する観点からの施策に取り組むことが求められており、今後の展開としましては、水循環の保全と回復が重要であると考えております。

そこでお伺いします。

一つは、本市が実施している雨水貯留槽の補助金制度の利用状況について。

二つは、市有建築物における雨水利用の取組状況をお聞かせください。

三つは、本市として水循環施策に今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、公園のトイレの管理についてお尋ねいたします。

本市では、海辺のグランドデザインの策定を初めとしまして、多くの市民や企業、団体などが連携し合いながら海辺を生かしたまちづくりを進めようとしております。

さて、海辺のグランドデザインを策定するのに当たり、平成26年度に実施しました幕張海浜公園に関するアンケート調査の結果によりますと、公園のトイレ、遊具等の施設が充実していないとの回答が35.4%で1位となっており、公園のトイレ等に関する意見が最も多い調査結果となっております。公園のトイレは、公園利用者のために設置されている施設ではありますが、実際には、町なかの公衆トイレとしての機能も担っている施設であります。また、多くの公園は、災害時には避難場所となることから、地域においてはとても重要なインフラとなっております。その中において、公園のトイレは子供からお年寄りまで誰でも安全で快適に利用できる施設であることが求められていると思います。

現在設置されている公園のトイレは和式便器がほとんどで、高齢者等の膝の悪い方からは使用がしづらいとの意見もあり、また、最近ではほとんどの家庭が洋式便器となっており、和式便器を利用できない子供たちも多くなっているという聞いております。今後、公園のトイレについては、便器の洋式化に向けた取り組みが非常に重要であると考えます。また、公園のトイレの管理状況については、一部の利用者が汚してしまうと次の清掃までの間、数日間はそのまままになってしまい、清潔とは言いがたい状況になっているとの意見が私のところにも寄せられてきております。

そこで、公園のトイレの美化対策として、レストランやデパートのような頻度で清掃をお願いするつもりではありませんが、もう少し改善が図られないかと感じております。例えば、地域の皆さんや企業に対して何らかのインセンティブを与えるなどして清掃に協力していただくような方法も考えられるのではないのでしょうか。地域の貴重な財産である公園のトイレをより快適に利用できるような積極的な取り組みの必要性を感じております。

そこでお伺いします。

一つに、本市における公園のトイレの設置状況について。

二つに、公園のトイレに関して、どのような苦情や要望が寄せられているのか。

三つに、公園トイレの便器の洋式化については、どのように取り組むのか。

四つは、今後、公園のトイレをより衛生的に管理していくために、どのように取り組んでいくのか。

以上、4点についてお尋ねいたします。

次に、国道357号湾岸千葉地区改良についてお伺いします。

このたび、平成17年度に着工した国道357号の登戸3丁目交差点からポートアリーナ前交差点の地下立体区間の工事が完了し、昨年12月21日に盛大に完成セレモニーが行われました。セレモニーでの歩行者が立ち入りできない、もう二度と歩けないであろう完成したばかりの地下立体部のウォーキングは、参加された市民の皆様から大変よい思い出になったとお聞きしております。

さて、会派の代表質疑に対しても御答弁をいただいておりますが、改良事業によって慢性的な渋滞が解消されたことによる経済的な波及効果や交通事故の減少に大きな期待を感じているところでございます。

ところで、この湾岸千葉地区改良に伴う地下立体部上部の空間整備につきましては、以前、平成26年第3回定例会での我が会派の代表質疑に対して、地下立体部上部空間整備・活用に関する検討会において検討を進めているところとの御答弁をいただいておりますが、地下立体部の工事完了に伴いまして、改めまして確認をさせていただきたいと思っております。

この上部空間の整備に関しましては、国土交通省千葉国道事務所では、市民の皆様使いやすい場となるような空間整備を目指しているとのことで、千葉市の顔となるような質の高い道路空間の創造に向けて有識者、沿道企業、周辺自治会の代表の方々に行政も加わりまして、さまざまな整備内容の検討が進められているとお聞きしております。

そこでお伺いします。

一つは、国道の地下化による上部空間の利活用は千葉市の新しい道づくりの一環となり、市民の皆さんも非常に楽しみにされています。そこで、検討会における上部空間の利活用に関する現段階での検討状況をお聞かせください。

二つは、地下立体区間1.6キロメートルを含め、平面改良区間4キロメートル、計5.6キロメートルにおける区間の整備イメージ図を見ますと、歩道の記載はありますが、自転車走行空間の記載がありません。自転車走行空間を整備すべきと考えますが、今後の取り組みについてお聞かせ願います。

以上で、1回目の質問を終了いたします。御答弁よろしく願いいたします。（拍手）

○経済農政局長（鎌田 栄君） 若者の雇用についてお答えします。

まず、若者雇用促進法の概要と地方自治体の役割についてですが、若者雇用促進法では、新卒者を募集する企業に対し、幅広い情報提供を行うことが努力義務として規定されております。また、若者を積極的に採用し、定着率などがよい企業をユースエール認定企業として国が認定することにより、若者の雇用、育成に関する国の助成金が加算されるなどの優遇措置も設けられました。さらに、この3月からは、応募者らの求めに応じて新卒採用者、離職者の数や研修の内容、有給休暇の平均取得日数など、募集、採用や労働条件に関する情報を提供することが義務づけられたほか、一定程度の労働関係法令違反を行った企業については、ハローワークが求人申し込みを受理しないことも可能となり、若者が就職しやすく働きやすい環境整備が図られたところでございます。

なお、同法に定める地方自治体の役割についてですが、国を初め、事業主、職業紹介事業者、教育機関等と相互に連携を図りながら施策の効果的な実施に向け協力することや青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集と提供等の措置を講じることなどが努力義務として定められております。

次に、若年層の雇用状況に関する本市の認識と課題についてですが、回復基調にある経済状況を受け、本年3月卒業予定の大卒求人倍率、昨年3月の高校と大学等の新規卒業者の就職内定率とも高水準となっており、学生にとっては売り手市場となっている反面、市内企業にとっては人手不足感があり、人材確保に苦慮している状況にあると認識しております。

また、国の平成25年若年者雇用実態調査によれば、初めて勤務した会社で引き続き勤務をしていない者の割合は47.3%であり、うち勤続期間1年未満は25.1%、3年未満は62.3%となっており、その理由としては、労働条件、人間関係に次いで、仕事が合わないということが挙げられており、就職前における業務内容等に関する情報不足からミスマッチが生じているものと考えられます。

加えて、市内大学における学生の東京志向や大企業志向は依然として強く、また、市内大学生に市内中小企業の求人情報等が届かないこともあって、市内中小企業は就職先の選択肢となりづらいため、この状況をいかに解消するかが課題と考えております。

最後に、本市が取り組む若年者雇用の対策についてですが、ミスマッチの解消を図るためには、インターンシップの拡充が有効であると考えております。そこで、平成28年度から新たに設置するインターンシップ推進協議会を活用し、大学、産業界等との連携をさらに進めていくほか、27年度中に構築する就業ポータルサイトを活用し、市内企業の求人やインターンシップに関する情報の提供を行ってまいります。

また、引き続きインターンシップの新規導入を目指す企業等を対象に受け入れ方法等を学ぶインターンシップ導入セミナーを実施し、受け入れ企業の拡充を図っていくほか、インターンシップのマッチング機会を提供する合同企業説明会へセミナーを受講した企業をつなぎ、一連の流れとしてインターンシップの推進に取り組んでまいります。

このほか、国のハローワーク等との共催による新規高卒者就職面接会や県のジョブカフェとの連携により開催している若年者と企業のマッチングイベントなどの活用により、若年者と人材確保に苦慮している市内企業のマッチング機会をふやし、市内企業への若年者の就労

を促進してまいります。

以上でございます。

○建設局長（椎名建之君） 初めに、水資源・雨水の活用及び保全についてのうち、所管についてお答えします。

雨水貯留槽の補助金制度の利用状況についてですが、平成10年度から既存浄化槽を雨水貯留槽へ転用する場合に補助金を交付する制度を開始し、さらに13年度からは制度を拡充し、市販の雨水貯留槽設置にも適用してまいりました。また、本制度についてホームページや市政だよりに掲載したほか、リーフレットを作成し、町内自治会や雨水貯留槽の販売店などに配布するとともに、区役所に市販の雨水貯留槽を展示するなど広報活動に努めてまいりました。

その結果、平成27年12月末で、既存浄化槽を雨水貯留槽へ転用したものが697カ所、市販の雨水貯留槽設置が1,129カ所で、合わせて1,826カ所になっております。今後とも、精力的に広報活動を行い、さらなる雨水利用の推進に努めてまいります。

次に、国道357号湾岸千葉地区改良についてお答えします。

まず、検討会における上部空間利活用に関する現段階での検討状況についてですが、地下立体部上部空間整備・活用に関する検討会では、オープンスペースの目指すべき空間像として、千葉市の顔となる豊かな空間、緑を感じる憩いの場及び日常的に利用できる場の三つを定め、その具現化に向けて検討を行っております。

これまでに、貴重な空間を最大限に活用するため地下立体部の上部に整備する道路の線形をできるだけ山側に寄せ、海側のオープンスペースの面積を拡大することといたしました。

現在は、将来の沿道状況の変化に柔軟に対応できるよう、オープンスペースの利用形態や人、自転車の動線などについて検討しているところであります。

本市におきましても、親しみやすく機能的な空間となるよう検討会に提案してまいります。

最後に、自転車走行空間の今後の取り組みについてですが、国道357号は、本市が平成25年度に策定したちばチャリ・すいすいプランにおいて、市域間及び市内の区を連絡する広域ネットワーク路線に位置づけており、千葉国道事務所と自転車走行空間の整備について調整しているところであります。

現在、平面改良区間の約4キロメートルについては、千葉国道事務所が車道の路肩部分を活用した自転車走行空間の整備を公安委員会と協議しております。また、市役所前の約1.6キロメートルの区間については、今後、地下立体部上部空間の計画に合わせ、具体的な整備方法を検討していくこととしております。

以上でございます。

○都市局長（河野俊郎君） 初めに、水資源・雨水の活用及び保全についてのうち、所管についてお答えします。

市有建築物における雨水利用の取組状況についてですが、雨水は地下の貯留槽にため、ろ過装置で処理をして、トイレの洗浄水や庭木の散水などに利用しています。設置に当たっては、国の排水再利用・雨水利用システム設計基準に基づき、建物の規模や用途、費用対効果

を考慮して、平成2年度から新築及び改築時に雨水利用設備を設置しており、本年2月末で47カ所の施設に設置しております。

主な施設と容量は、千葉ポートアリーナ 950 トン、青葉病院 616 トン、おゆみ野南中学校 155 トンであります。また、現在改築中の仮称高洲市民プール・体育館にも、雨水利用設備を設置します。今後も、建築物の新築、改築工事にあわせて建物の規模や用途などを踏まえ、導入を検討してまいります。

次に、公園のトイレの管理についてお答えします。

まず、本市における公園のトイレの設置状況についてですが、平成28年1月末現在、本市が管理している公園緑地1,060カ所のうち、屋外トイレが設置されている公園は215公園で、トイレの数は合計で278カ所となっております。

次に、公園のトイレに関しての苦情や要望についてですが、苦情の主なものは、便器が汚れている、詰まっていて流れない、便器や照明灯が壊れているなどとなっております。また、要望としては、新規のトイレの設置や改修に関するものなどが寄せられております。

次に、公園トイレの便器の洋式化についてですが、公園のトイレの便器は、平成28年1月現在、全ての大便器681基のうち、和式が523基で約77%、洋式が158基で約23%となっております。

洋式化については、新規に設置する場合や改修する際に適宜対応しておりますが、公園施設の改修は遊具交換などの安全・安心に係る事業を優先して実施しているため、計画的な取り組みが難しい状況にあります。現在、トイレを含めた公園施設の長寿命化計画を策定していることから、今後はその計画に基づく改修時に洋式化を進めてまいりたいと考えております。

最後に、公園のトイレをより衛生的に管理していくための取り組みについてですが、公園のトイレを衛生的に保持している先例として、現在、幕張新都心の豊砂公園でイオンモール株式会社による企業参加型パークマネジメントを展開しており、企業の負担により公園の管理、運営を行っていただいております。この中で、トイレ清掃が高い頻度で実施され、常に衛生的な状態を維持していただいております。また、一部の公園では地域の方々の協力により、トイレの清掃を含めた管理が実施されています。

これらを踏まえ、今後は、公園のトイレの管理を含めたパークマネジメントの中で企業や地域の方々の御協力が得られるような仕組みづくりについて検討してまいります。

以上でございます。

○環境局長（黒川治喜君） 水資源・雨水の活用及び保全についてのうち、所管についてお答えします。

水循環施策の今後の取り組みについてですが、水循環基本法に基づき国が定めた水循環基本計画では、流域の特性に応じた水量、水質、水生生物などの水環境を保全し、森、里、川、海を連続した空間と捉え、流域全体を視野に入れた生態系の保全と再生に取り組むとしています。

本市では、平成23年4月に、市内の河川や海域、地下水の保全と再生を総合的に推進するために、千葉市水環境保全計画を策定し、きれいな水の確保に向けた生活排水対策や環境

保全型農業の推進、豊かな流れの確保に向けた水源涵養のための森林や谷津田の保全などの施策を実施しており、庁内関係部局や県と連携して引き続き取り組んでまいります。

特に、全国の湖沼水質ワースト1の印旛沼の水質改善や流域の再生を図るため、千葉県が市民団体、専門家、行政などと策定した印旛沼流域水循環健全化計画に基づき印旛沼に流入する鹿島川の水質改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。

2回目は、若者の雇用について質問をさせていただきます。

1回目の質問におきまして、本市が取り組む若年者雇用の対策について、ミスマッチの解消を図るために今後インターンシップの拡充をしていくとの御答弁をいただきました。平成28年度より新たに設置されるインターンシップ推進協議会を活用し、幅広い施策の展開に努めていただきたいと思います。

さて、若者雇用促進法では、若者を積極的に採用し、定着率などのよい企業に対しては、国から認定企業として優遇措置が設けられたとのこと。また、ことしの3月から応募者らの求めに応じて、研修の内容や有給休暇の平均取得日数など、労働条件に関する情報を提供することが義務づけられたとのこと。さらには、ハローワークでの新たな取り組みとして、一定程度の労働関係法令違反をした企業については、求人者の申し込みを受理しないことも確認できました。若者を使い捨てるように扱うブラック企業やブラックバイトが大きな社会問題となっている現状を打開するために、必要な今後の取り組みについて質問をさせていただきました。御答弁にもありましたとおり、若者の希望を踏まえた求人に関する情報収集や提供について取り組みの強化を要望いたします。

さて、若者雇用促進法は、若者をブラック企業から守り、適切な職業選択を支援するために制定された法律であります。ちば地域若者サポートステーションを初め、ジョブカフェちばやジョブサポートセンターのホームページには、この法律は紹介されておりませんでした。これでは、せつかくの各種制度が若者にも、また企業にも周知されませんので、千葉市としても若者の雇用を支援するため積極的に周知を行うことが必要であると考えます。

そこでお伺いします。

一つは、若者に対する周知をどのように行うのか。

二つは、認定企業制度等を含めた企業側への周知についても必要性を感じますが、本市の見解をお聞かせください。

以上で、2回目質問を終了いたします。御答弁よろしく願いいたします。

○経済農政局長（鎌田 栄君） 若者の雇用についての2回目の御質問にお答えします。

まず、若者に対する周知をどのように行うのかについてですが、若者雇用促進法の各種制度などについて、今後、市内大学等を通じてこれから就職活動を行う学生などへの周知を図るほか、本市ホームページや就業ポータルサイト、市政だよりなどを活用して認知度アップに努めてまいります。

次に、企業に対する周知の必要性についての見解ですが、企業に対してもユースエール認

定制度により認定されることで、若者の人材確保において有利となることを見込まれることから、今後、市ホームページや市政だより等による周知に加え、千葉商工会議所や千葉市産業振興財団等を通じ、会議やイベントの開催時におけるPRや会報等の活用により周知を図り、認知度アップに努めてまいります。

以上でございます。

○2番（青山雅紀君） ありがとうございます。

3回目は、意見及び要望を申し上げます。

若者の雇用については、相談窓口にはさまざまな悩みを抱えた相談者も訪問されます。そこで、安心して利用できるような環境づくりも必要かと思えます。

船橋市では、開所以来スペースが狭くて相談者が廊下まであふれる日もあり、他人に聞かれない悩みの相談も筒抜け状態だった、ふなばし地域若者サポートステーションを若者の就労支援の強化として相談者が安心して利用できるようにと、本年1月に移転、拡充を図り、十分なカウンセリングの提供サービスが可能になったとお聞きしました。相談所においては、そうした配慮も必要かと考えます。本市における相談箇所のスペースについても確認いただきたいと思えます。

ただいま、若者に対する若者雇用促進法の各種制度の周知については、市内大学等を通じてこれから就職活動を行う学生などへ周知、さらには本市ホームページや就業ポータルサイト及び市政だよりなどを活用し認知度の向上に努めていただけるとの御答弁をいただきました。また、企業に対する周知に関しましても、本市ホームページや市政だより等での周知、また、千葉商工会議所や千葉市産業振興財団等を通じた会議やイベント開催時におけるPR、会報等の活用により認知度のアップに努めていくとのことでありますので、ぜひ、早急な取り組みをお願いいたします。将来を担う若者が社会で活躍できるよう、そして雇用の拡大につながり、さらに市内企業の振興に寄与する効果的な就業支援となるよう強く要望いたします。

次に、水資源・雨水の活用及び保全については、水資源は貴重な財産であることから、我が公明党では、水資源の有効利用と保全のために雨水利用と水循環社会の構築を目指してまいりました。先ほどの御答弁から本市でも雨水を有効利用するため積極的に取り組まれていることがわかりました。ためれば資源となる雨水ですので、今後とも各家庭への雨水貯留槽の設置や市有建築物への雨水利用設備の整備を積極的に進めていただきたいと思えます。

また、水循環基本法は、健全な水循環を維持、回復させるために、水循環に関する施策を一元的に管理、保全していくことを目的にしています。法の目的や趣旨に照らし、関係部局で連携を図り、総合的な視点をもって水循環施策に取り組まれていくことを要望いたします。

次に、公園のトイレについてですが、本市が管理している公園緑地1,060カ所のうち、屋

外トイレが設置されている公園はわずか 215 公園とのことで、当局のほうにもトイレの設置要望が寄せられているとのことですが、私たちのほうにも、1 回目の質問で申し上げましたとおり、設置要望とあわせまして、さまざまな公園トイレに関する声が寄せられてきております。

中でも、特に便器の洋式化と衛生や美化に関する声が多い状況にありまして、今後の取り組みについて伺ったところであります。公園の遊具交換など安全・安心にかかわる事業を優先していくとのことで、公園の長寿命化の計画に基づく改修時に洋式化を進めてまいりたいとのことですが、公園トイレの計画的な整備も含めまして、便器の洋式化について改めてその取り組みのあり方を検討していただければと申し上げます。

また、公園トイレの衛生的な管理については、パークマネジメントの中で企業や地域の方の協力が得られるような仕組みづくりについて検討するとのことではありますが、ぜひ早急に検討していただきますよう要望いたします。

いずれにいたしましても、今後、市外、海外から本市を訪れる旅行者が増加傾向にある中で、市街地観光において公園トイレを使用することが十分に考えられます。観光の印象は、トイレで決まるとも言われております。2020 年オリパラ開催地として本市を訪れた旅行者に滞在を楽しんでもらう、開催地観光を目指す上においても、公園トイレに関しては、より一層の取り組みを重ねて要望いたします。

国道 357 号の地下立体部の上部空間については、海側のオープンスペースの面積を拡大するとともに、沿道状況の変化に柔軟に対応できるよう、オープンスペースの利用形態や人、自転車の動線などについて検討しているとのことですが、市役所庁舎の建てかえ等も視野に入れ、親しみと機能性を合わせ持つ魅力的な空間となるよう進めていただきたく、要望とさせていただきます。

次に、自転車走行空間については、平面改良区間の 4 キロメートルについて、公安委員会との協議が整い次第、速やかに整備を実施していただき、また、市役所前の 1.6 キロメートルについても、自転車が走行しやすい走行空間の確保をしていただきますよう要望いたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。長時間の御清聴、大変にありがとうございました。（拍手）